

令和5年度 第3回川崎市建築審査会（公開用）

開催日時	令和5年6月19日（月） 午後2時00分～午後3時25分	
開催場所	第3庁舎15階 第1・第2会議室	
出席者	委員	田村会長、大村委員、信太委員、大雄委員、本橋委員、関口委員、黒川委員
	幹事	都市計画課 大場課長、建築審査課 佐々木課長
	特定行政庁	－
	関係人	－
	審査請求人	出席なし
	処分庁	川崎市長代理人 建築指導課 工藤課長、宍戸担当係長、土井担当職員
	参加人	代理人 ○○○○弁護士
	事務局	まちづくり調整課 齊藤課長、渡担当課長、大瀬担当係長、福田担当職員
	<p>1 審査請求（幸区古市場）に関する協議（非公開）</p> <p>2 審査請求（幸区古市場）に関する口頭審査（公開）</p> <p>3 審査請求（幸区古市場）に関する裁決協議（非公開）</p> <p>4 その他</p>	
傍聴人の数	－	
発言の内容	別紙のとおり	

令和5年度 第3回川崎市建築審査会議事録（摘録）

日時：令和5年6月19日（月）

午後2時00分から午後3時25分

場所：第3庁舎15階第1・第2会議室

（司会）定刻でございますので、ただいまより、令和5年度第3回川崎市建築審査会を始めさせていただきます。

本日、皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。私は、当審査会の事務局で進行を務めさせていただきます、まちづくり局まちづくり調整課長の齊藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、7名中7名の委員の出席をいただいております、定足数となる過半数を満たしておりますことから、審査会が成立しておりますことを、まずは御報告いたします。

なお、本日の審査会におきましては、引き続き幹事を中心に、市側の出席者の調整をさせていただきます。あらかじめ御理解いただきたく存じます。

それでは、田村会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

（田村会長）それでは、本日の内容について、事務局から説明をお願いします。

（司会）はい。本日、御審議いただきます内容でございますが、お手元の次第を御覧ください。

本日は、次第1は、幸区古市場の「審査請求についての協議」、次第2は、「同審査請求についての口頭審査」、次第3は、「同審査請求についての裁決協議」を予定しております。次第1、次第3、は非公開となりますが、次第2の口頭審査につきましては、建築基準法第94条第3項の規定により、公開となります。この口頭審査は、約30分程度を予定しております。

なお、口頭審査の前と後に、少々の準備時間を挟ませてもらいたいと思います。事務局

からは、以上です。

(田村会長) それでは、議事に入りたいと思います。

(司会) はい。それでは、次第1となります。幸区古市場「建築許可申請に対する許可しない旨の処分」に対する審査請求について、審査請求人〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から提起された審査請求についての協議でございます。

－ 川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第4条の規定により非公開 －

(司会) それでは、これから準備に入ります。再開は2時30分とさせていただきますので、よろしくお祈いします。

なお、幹事の方につきましては、口頭審査終了後、再度、同席いただくこととなりますので、口頭審査開始後は16階ホールでお待ちください。

(田村会長) ほかに御質問等はありませんか。それでは、これで、「口頭審査」に臨みたいと思いますが、いかがでしょうか。

～ 再 開 ～

(田村会長) それでは、再開いたします。

(司会) はい。それでは、建築基準法第94条第3項の規定に基づき、公開による口頭審査とさせていただきます。それでは審査請求人は現在のところ来られていないようですが、処分庁、参加人を入室させてよいでしょうか。

(田村会長) それでは、どうぞ。

－ 処分庁、参加人 入室 －

(司会) 傍聴人の皆様をお願い申し上げます。審議を妨げる行為や録音、ビデオ、写真撮影等を行わないでください。また、携帯電話・スマートフォン等の電源はお切りください。

(司会) それでは、ただいまから、幸区古市場「建築許可申請に対する許可しない旨の処分」の取消を求めて、平成31年4月17日付けで提起されました審査請求の「口頭審査」を始めさせていただきますが、ここで、事務局から注意事項を申し上げます。

本日の口頭審査は建築基準法第94条第3項の規定に基づいて行いますので、御出席の方

は、審査会会長の指示に従っていただきます。

また、時間につきましては、概ね30分程度です。御協力をお願いいたします。補足資料の提出の申し出はございません。

それでは会長よろしくをお願いいたします。

(田村会長) それでは、「口頭審査」を始める前に出席者の紹介をいたします。

私は、会長の田村でございます。よろしくをお願いいたします。

私の両側に着席されている方は、建築審査会の委員のみなさんでございます。

こちら側が、審査会事務局の職員です。

この「口頭審査」は、先に提出されております審査請求書等について補足していただくということでございます。

したがって、処分庁、参加人との、直接の議論のやりとりは控え、必ず許可を得てから、発言されますようお願いいたします。

なお、概ね30分程度ということで、時間にも限りがございますので、審査請求書、弁明書、反論書、意見書等でお書きになったことについて重複するような内容は避けていただきます。

また、陳述内容が事件に関係のない事項にわたる場合、その他相当でない場合には、これを制限することがありますので、よろしくお願いいたします。

それでは、審査請求人〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から提起されました、審査請求について、建築基準法第94条第3項の規定に基づいて、「口頭審査」を始めます。

それでは、まず、出席者の確認をいたします。

審査請求人の方は、現時点ではいらっしゃっていないということですね。

(まちづくり調整課 大瀬担当係長) はい、来られておりません。

(田村会長) それでは、処分庁側からお名前をお願い申し上げます。

(処分庁代理人 建築指導課 工藤課長) 建築指導課課長としております工藤と申します。よろしく申し上げます。

(処分庁代理人 建築指導課 宍戸担当係長) 同じく建築指導課建築許可担当係長の宍戸と申します。よろしくお願ひいたします。

(処分庁代理人 建築指導課 土井担当職員) 同じく建築指導課許可担当土井と申します。よろしくお願ひいたします。

(田村会長) では、参加人の方。

(参加人代理人弁護士 ○○氏) 参加人の代理人の弁護士の○○です。よろしくお願ひします。

(田村会長) ありがとうございます。それでは、補足資料はないということですね。それでは、処分庁、審査請求人の方いらっしゃっておりませんので、処分庁の陳述があればお願ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(処分庁代理人 建築指導課 工藤課長) 弁明書で既に述べさせていただいておりますが、それ以上のことは特にございません。

(田村会長) それでは、参加人の方、陳述があれば、よろしくお願ひ申し上げます。座ったままで結構ですよ。

(参加人代理人弁護士 ○○氏) 幾つか述べさせていただきます。

まず、本件の審査請求の審査対象ですけれども、これは本件の不許可処分の違法性になるかと思ひます。

さらに、本件に即して申せば、川崎市の建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可の基準、これを満たすかどうか審査対象かと思ひます。

私も他市で建築審査会やっております、審査請求等担当しておりますけれども、こういった枠組みになるかと理解をしております。

本件の争点ですけれども、これは本件申請建物の敷地の専用通路等が幅員の基準を満たすかどうかという点の一つ目。もう一つが、申請敷地で過去に建築された建築物についての建築確認が建築計画概要書等により確認できるか、この2点が恐らく争点なんだろうというふうに理解はしております。

その上で、本件で処分庁は平成27年から28年にかけての経緯について、参加人があたかも偽造文書を提出した趣旨の、こういった主張も含めて主張しておりますが。これを詳細に主張されることが審査対象や争点との関係で、法的にどのように位置づけられるかということとは不明だというふうに考えております。

したがいまして、処分要件と全く関係のない当該詳細な経緯について、裁決書に反映すると、こういう必要はないというふうに考えておりますので。また反映させるべきではないというふうに考えておりますので、この点、御配慮いただければと思います。

さらに、本日はちょっとやや踏み込みまして、2点意見を述べさせていただきます。

まず、1点目です。処分庁は恐らくあまり深くお考えにならなかったのかもしれないんですが。さきに述べたとおり、審査対象や争点との法的な関係が不明瞭なまま本件の経緯として、あたかも参加人が偽造文書を提出したかのような主張をした結果、しかも、その内容は真実に反するようにこちらは理解しておりますが。参加人は審査請求人より、今日欠席ですけども〇〇〇〇〇の損害賠償請求を受けております。昨年、民事調停が申し立てられ、事実無根ですのでこれは不成立になりましたが、今後恐らく本件審査請求の結果を踏まえて損害賠償請求訴訟を申し立ててくるという、こういうことになるかと思っております。

想像していただきたいと思っております。処分庁は、当時、審査請求人とやり取りをした担当者の尋問、この手続においては申請はしておりません。間もなく本件審査請求は結審を迎えようとしております。他方で、審査請求人は参加人に対する損害賠償請求訴訟において、処分庁が提出した弁明書や、あるいは協議経過に関する報告書乙2号証、これを提出すると思っております。証拠として訴訟に提出すると思っております。審査請求では、担当者の尋問をしておりませんから、当然、民事訴訟において担当者は証人尋問のために証人として呼び出されるのではないかというふうに思っております。処分庁におかれましては、自らが提出する書面により、事実上も含めどのような効果があるのかということをよく考えて審査請求に臨んでいただきたいと思っております。

さらに、仮に裁決書において誤った認定がされれば、十分な証拠調べもないまま誤った認

定がされるようなことがあれば、担当者が民事訴訟において尋問に呼び出されるリスクは一層高まるというふうに考えております。

2点目です。これもあるいは処分庁は深くお考えにならなかったのかもしれませんが。処分庁は参加人が偽造文書をあたかも処分庁に提出したかのような主張をしております。先に申し上げましたとおり、処分庁はこの手続において、当時の担当者の尋問を請求しておりません。さらに、伝聞証拠である協議経過に関する報告書乙2号証を提出するのみで、報告書を裏づける原資料、元となる資料は提出しておりません。担当者の供述性の真実性の確認というのは、この手続では取れていないということです。処分庁のこれまでの審査請求における対応から考えれば、処分庁は参加人が偽造文書を提出したかどうかということに関して、真実性の証明をするつもりがないというふうに考えております。恐らくそういうつもりはないと責めているわけではなく、恐らくそういう対応をするつもりは多分ないのだと思います。

ただ、真実性の証明をするつもりがないにもかかわらず、参加人があたかも偽造文書を提出したかの主張をするということは、これは名誉棄損に当たり得るもので、この口頭審査は特に公開ですから、公開のこの口頭審査を踏まえたとか前提とする手続の中でこのような主張をされるということは、非常に問題ではないかというふうに思っております。

審査会におかれましては、今後、その裁決書において処分庁が誤った過ちを繰り返されることのないように申述べて私の意見を終えたいと思います。以上です。

(田村会長) ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から、審査請求人はいらっしゃっておりませんので、処分庁、参加人の方に対して何か御質問があれば、よろしくお願いいたします。ございませんか。

(なし)

(田村会長) それでは、もし参加人の方、処分庁、何かこれだけは付け加えておきたいというようなことがあれば、どうぞ。よろしいですか。

(なし)

(田村会長) ありがとうございます。それでは、御質問がないようですので、時間もまい

りましたので、口頭審査終了させていただきたいと思います。裁決については、追って裁決書を送達することになりますが、送達までには相応のお時間をいただくこととなります。どうか御承知おきいただければというふうに思います。

(司会) はい、会長。それでは、関係者の方に退室いただきます。関係者の方は退室をお願いいたします。

－ 処分庁、参加人 退室 －

(田村会長) それでは次の準備をお願いします。

(司会) はい。それでは、準備の間少々お待ちください。

～ 準備 ～

～ 再開 ～

(田村会長) それでは、再開いたします。次は、審査請求事案の裁決協議となります。お願いします。

(司会) はい。それでは、次の議題に移らさせていただきます。次第3となります。幸区古市場の審査請求案件の裁決協議となります。

－ 川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第4条の規定により非公開 －

(司会) 事務局から最後に1点、今後の予定についてですが、先ほども説明させていただいたとおり、第4回の建築審査会を7月24日に午後2時から、場所はセレサです。詳細が決まりましたら、また再度通知させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。事務局からは以上です。

(田村会長) 分かりました。それでは、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(なし)

(田村会長) それでは、今日の建築審査会はこれで終了ということにしたいと思います。どうも蒸し暑い中、皆様お疲れさまでした。